

監査公表第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 吉 則

公の施設の指定管理団体監査結果

彦根市監査基準(令和 2 年彦根市監査委員訓令第 1 号)に準拠して監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の管理を行わせているもの(以下「公の施設の指定管理団体」という。)の出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものの監査

2 監査執行対象団体等

監査執行対象団体	対象年度および公の施設	担当所属	監査期日
中地区交流の館運営協議会	令和7年度 彦根市中地区公民館	生涯学習課	令和8年8月28日

3 監査の方法

公の施設の指定管理団体の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が当該公の施設の管理の目的に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

4 監査の結果

1 から 3 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点において監査の対象となった公の施設の指定管理団体の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が条例、協定書等に基づき当該公の施設の管理の目的に沿って行われていることが認められた。なお、軽易な改善を要する事項については、記述を省略した。

公民館は、市民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置され、各種事業を展開している。

当年度、中地区公民館では、地域に密着した公民館として、各種講座や地域住民の交流を

促進する事業等が実施されている。また、施設の管理運営については、限られた経費の中で工夫しながら、効率的な運営に取り組まれている。

近年の物価や人件費の上昇など、公民館を取り巻く環境が変化する中においても、地域における生涯学習や交流の拠点としての役割を継続して果たしていくことが求められる。このことから、指定管理者においては、引き続き、利用者の安全確保と適正な施設管理に留意しながら、地域のニーズを踏まえた効果的かつ効率的な管理運営に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者との連携を密にし、施設の管理状況や事業運営の実態を適切に把握するとともに、安定した管理運営が継続できるよう必要な指導および支援に努めていただきたい。